

日 時 令和3年3月25日(木)

午後2時30分～

場 所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

令和2年度 第5回東京都公園審議会

会議録

○園尾管理課長 それでは、ただいまより、令和2年度第5回東京都公園審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます東京都建設局公園緑地部管理課長の園尾でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、座って進めさせていただきます。

はじめに、本日の審議会でございますが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、Z o o mを用いたテレビ会議形式による開催とさせていただいております。

高梨会長、斉藤委員、東京財務事務所長の代理の村田委員並びに一部の幹事の皆様につきましては、東京都庁第二庁舎31階特別会議室にお集まりいただいておりますが、他の委員の皆様につきましては、テレビ会議にてご参加をいただいております。また、下村副会長が若干遅れてこちらでご出席いただきまして、八塩委員が若干遅れてZ o o mにてご出席いただく予定でございます。

委員の皆様には何かとご不便をおかけすることもあると存じますが、何とぞご理解いただけますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の審議会は、16名の委員のうち、13名の出席をいただいております。東京都公園審議会条例第8条に規定された定足数でございます半数、8名を超える委員のご出席をいただいておりますので、現在の出席の委員で審議に入らせていただきたいと存じます。

本日の審議会は、「東京都公園審議会の運営に関する要綱」第3に基づきまして、会議を公開で行うこととしております。

本日、傍聴希望者はなしとのことですので、このまま会を進めさせていただきます。

なお、「東京都公園審議会の運営に関する要綱」第8によりまして、報道関係者の取材を受けております。議事が始まる前まで撮影及び録音を認めますので、ご了承願います。

次に、Z o o mによるテレビ会議に当たってのお願いでございます。ご発言される場合を除きまして、お手元のパソコン端末などのミュート機能をオンにいただきますよう、お願い申し上げます。また、ご発言いただく際には、ミュート機能をオフにいただきまして、手を挙げていただいておりますお名前をおっしゃっていただい

らご発言下さいますよう、ご協力お願い申し上げます。何とぞご協力のほど、よろしく
お願い申し上げます。

また、本日、皆様にご覧いただく資料につきましては、Z o o mの画面上に表示さ
せていただきたいと思います。

それでは、審議会の開催に当たりまして、建設局長の中島高志よりご挨拶申し上げ
ます。

○中島建設局長 建設局長の中島でございます。

高梨会長をはじめ、委員の皆様には大変お忙しい中、東京都公園審議会にご出席を
賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素より東京都の公園緑地行政につ
きまして、ご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

今回の審議会におきましては、雑司ヶ谷霊園再生のあり方及び都立日比谷公園の再
生整備計画につきまして、ご審議いただきます。これらの議案につきましては、それ
ぞれ専門部会で調査、ご審議をいただき、昨年11月30日には委員の皆様による
幅広い視点からのご審議の上、中間のまとめを取りまとめさせていただきました。

本日はこの中間のまとめに対するパブリックコメントのご意見を踏まえた答申案に
ついて、ご審議をお願い申し上げます。

下村部会長、金子部会長をはじめといたしまして、日比谷公園、雑司ヶ谷霊園の各
専門部会の皆様におかれましては、答申案の取りまとめに向けてご尽力をいただきま
して、誠にありがとうございます。

今後とも東京都の公園緑地行政につきまして、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよ
うお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○園尾管理課長 本日は、画面にお示しいたしました委員の皆様のご出席をいただい
ております。

審議に入ります前に、委員の交代がございましたので、ご紹介いたします。

東京都議会環境建設委員会委員長、西沢けいた委員でございます。

○西沢委員 よろしくお願いいたします。

○園尾管理課長 なお、西沢委員は本日、所用のため、3時過ぎ頃までのご出席とな
ります。

また、本日は代理出席の委員がいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。

財務省関東財務局東京財務事務所の井上浩委員は本日欠席のため、代理で第1統括国有財産管理官、村田隆一様にご出席いただいております。

国土交通省都市局公園緑地計画課長の五十嵐康之委員は本日ご欠席のため、代理で公園緑地事業調整官、舟久保敏様にご出席いただいております。よろしく願いいたします。

以上の委員の皆様で審議に入らせていただきます。公園審議会幹事につきましては、画面にお示しいたしました東京都公園審議会幹事名簿のとおりでございます。

なお、建設局長でございますが、恐縮ですが、公務のため、こちらで退席させていただきます。

(中島建設局長 退席)

○園尾管理課長 それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

恐れ入りますが、これより議事に入りますので、報道関係の皆様は撮影、録音はなさらないようお願いを申し上げます。

それでは、本日の審議に入らせていただきたいと存じます。審議の進行につきましては、高梨会長、よろしくお願い申し上げます。

○高梨会長 はい、高梨でございます。

円滑な議事の進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に基づきまして、まず議事に入りたいと思います。今日の議案は2つございます。「雑司ヶ谷霊園再生のあり方について（答申）」ということと、「都立日比谷公園の再生整備計画について（答申）」という2つの審議になります。

はじめに、第1号議案、雑司ヶ谷霊園再生のあり方についての答申について、審議を行います。この議案は、昨年6月に専門部会を設置して調査、審議を行ってきたところでございます。昨年10月の第3回の公園審議会で、中間のまとめについて審議を行いました。それを踏まえまして、一部修正の上、暮れの12月8日から今年の1月7日までパブリックコメントの募集を行ったところでございます。

そこで寄せられましたご意見も参照、参考にしまして、検討いたしまして、このたび答申案を審議いたすことになったところでございます。

これにつきまして、専門部会の部会長でございます金子委員から検討経緯と答申案の作成のポイントや重視した点などにつきまして、ご説明をお願いしたいと思います。その後、答申案の内容の詳細については事務局からご説明をお願いいたします。

それでは、金子委員、よろしくお願いいたします。

○金子委員 専門部会の部会長を務めさせていただきます金子でございます。

それでははじめに、部会での検討の経緯及び答申案の作成のポイント等について、説明させていただきたいと思っております。

霊園の専門部会では、11月30日の本審議会における中間のまとめ案の審議後、事務局において令和2年の12月8日から1か月間、雑司ヶ谷霊園再生のあり方について、中間のまとめの公表及び都民意見の募集を実施するとともに、地元豊島区に対する意見照会を実施いたしました。

いただいた都民意見及び豊島区の意見を踏まえまして、令和3年の1月28日に第3回の東京都公園審議会霊園専門部会において、雑司ヶ谷霊園再生のあり方について答申案の審議を行いました。

また、併せて前回の本審議会においてご質問いただき、専門部会にて検討するよう仰せつかりました今後の避難場所としての機能向上についても、霊園及び周辺における防災管理施設の指定、整備状況を踏まえて審議いたしました。

審議の結果、墓参者の利便性の向上に向けた安心して利用できる環境の確保、霊園内並びに外周部の区道における墓参者の安全性に向けた対応等の検討の必要性、それから地元の豊島区と連携した避難場所としての機能向上について、答申案に追記することにいたしました。

加えまして、部会の委員より、墓所に対する都民の意識は家族構成やライフスタイルの変化など、社会状況に合わせて多様化し続けていることから、都立霊園における墓所の供給のあり方についての検討も今後、必要ではないかといった意見がありましたことから、それについては基本的な考え方にその旨を追記いたしました。

以上の、第3回の霊園専門部会との審議を踏まえた答申案を本日、資料として提示いたしました。この後、詳細について事務局から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○高梨会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうからよろしく申し上げます。

○坂下計画課長 公園緑地部計画課長の坂下でございます。

私のほうから、「雑司ヶ谷霊園再生のあり方」答申案について、ご説明させていただきます。座って失礼いたします。

先ほど高梨会長、金子部会長からお話ございましたとおり、昨年12月から1月にかけてパブリックコメントを実施いたしまして、本日はその意見及び対応方針、また地元の豊島区にも意見照会をしております、これらの意見とその対応方針、まずはそれをご説明差し上げまして、その上で答申案本文の修正内容についてご説明いたします。

まずは資料1-3のパブコメの意見と対応方針について、順次、ご説明させていただきます。意見の総数といたしましては、17通をいただいております、項目ごとで振り分けますと全部で合計76件のご意見となっております。これらの意見を答申案の構成や目次に沿いまして、項目ごとに分けて集計し、取りまとめております。表の左側の数字はご意見に対して通して番号を振らせていただいております。

また、同様の意見があった場合には、取りまとめさせていただいて、括弧書きで件数等をまとめて記載しておりますので、ご承知おき下さい。

全体的な意見といたしましては、具体的な施設や管理の内容といった詳細に関する意見が多くございます。こうした意見に対しましては、霊園再生の考え方をご説明させていただいた上で、今後の参考とさせていただくとともに、今後の具体的な設計の中で検討を進めていきたいと考えてございます。

また、本答申案の霊園再生の考え方や答申の中に反映できるものは、できる限り加筆して修正していくという考えで取りまとめさせていただきました。

では、ご意見の内容をご説明させていただきます。まず、再生のテーマと答申について、6件のご意見をいただいたところです。

まず、霊園と公園の共存など、再生の取組に対してご賛同の意見を頂戴してございます。また、3番となりますが、静謐な霊園であり、現状のままとすべきのご意見をいただいております。こちらにつきましては、雑司ヶ谷霊園の公園と霊園が共存して、自然資源、歴史資源を良好に生かして保全していく、また都民の皆様にご利用い

ただくという考え方をお示しし、霊園としての静謐さについても保持しながら再生を進めていくということを、方針として記載しております。

続きまして、再生の手法についてです。65件のご意見をいただき、全体の意見のほとんどがこの部分になってございまして、霊園としての機能に対するご意見、公園としての機能に対するご意見、それぞれについて意見が寄せられてございます。

まず、霊園としての機能についてのご意見です。合計で31件のご意見がございました。4番から10番のご意見につきましては、墓参利用時のベンチなど、休憩施設やトイレ、広場などの具体的な整備に対するご意見となっております。

こちらの取組は答申案の考え方にも沿ったものとなっております。詳細は今後の具体的な設計や検討の際に参考として進めていきたいと考えてございます。

また、今の表の一番下の11番の意見です。IKEBUSの路線延長による霊園のアクセス強化に関するご意見をいただいております。IKEBUSは、池袋駅周辺において回遊性や利便性を高めるため、令和元年から豊島区が運行している小型のバスでございます。こちらにつきましては、運営者であります区とも共有させていただきながら進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、12番から15番のご意見です。防犯対策に関するご意見となっております。防犯カメラや照明の設置、霊園内や周辺の道路のパトロールの強化などについてご要望をいただいております。

霊園管理所への防犯カメラの設置や園内巡回は現在も実施しているところで、霊園内に区道がございますが、道路管理者である豊島区さんとも共有いたしまして、今後の整備や管理の運営の参考としていきたいと考えてございます。

また、本文に加筆修正して反映させてございまして、右側の対応方針、1番目ですが、下線部で書かせていただいております。安心して利用できる環境の確保をしていく旨、今回の答申案に追記していきたいと考えてございます。

また、16番から18番のご意見となります。園内や外周部にある区道に関するものとなっております。車両速度の低下を図る工夫や見通しの確保など、歩行者の安全性への配慮、狭隘な場所の改善などのご意見をいただいております。

これらのご意見につきましては、右側の対応方針、下線部となっております。霊園内及び外周部の区道について、墓参者等への安全性の確保に向けた対応等につい

て、道路管理者や交通管理者と検討していくべきであるということを追記いたしまして、今後の検討としていきたいと考えてございます。

また、これらの修正箇所、答申案本文の内容について、画面にお示しさせていただきます。ご説明させていただきましたとおり、墓参者の利便性等の向上という項目におきまして、安心して利用できる環境の確保、また道路の安全性につきまして赤字の書いてある部分、霊園内や外周部の区道について、道路管理者や交通管理者と検討していくべきであるという旨、追記させていただいてございます。

また、画面上には表示しませんが、答申案の概要版も今回、公表することになってございまして、そちらにもこの内容を反映させていきたいと考えてございます。

続きまして、都民意見の内容についてご説明させていただきます。19番、20番、骨格園路等への街路灯の整備や舗装などをしない、土の部分ができるだけ残してほしいというご意見をいただいています。こちらも今後の設計や検討、詳細を進めていく中で、参考とさせていただきたいと考えてございます。

21番から27番のご意見につきましては、集合墓地に関するご意見となっております。集合墓地である樹林型墓地などの整備に対するご賛同をいただいているほか、集合墓地の形式であるとか、合葬埋蔵施設がよい、期限付きの一般埋蔵施設として再貸付するのがよいというご意見をいただいております。

こちら答申案にもございます集合墓地を具体的に検討していく際に、埋蔵方法も併せて検討してまいりたいと考えてございます。またこの中には、樹木型の集合墓地に特化して、一般墓所の貸付は止めたかどうかというご意見もございますが、私どもとしては多様なニーズに応えていくためにも集合型墓地、一般墓所の貸付併せて進めていきたいと考えてございます。

また、27番のご意見でございます。樹林型、樹木型の合葬埋蔵施設については、年間管理料を永年支払い続ける一般埋蔵施設使用者に対して公平性が欠けていると、それにより管理料や借換えによる収入もないことから、霊園全体の収入の減少を招き、霊園経営を圧迫する要因というご意見をいただいております。

これまで東京都で供給いたしております樹林型、樹木型合葬埋蔵施設につきましては、貸付時にまとめて管理料も含めた使用料というものをお支払いいただいております。そうした旨、ここでは記載させていただいてございます。

続きまして、公園としての機能についてのご意見で、合計で34件いただきました。まず、歴史資源の保全と活用に関するものが2件となっております。取組にご賛同いただくとともに、案内板の設置や情報発信のご提案をいただいております。こちらにつきましても詳細を進めていく中で、これを踏まえながら検討を進めていきたいと考えてございます。

次に、自然資源の保全活用でございます。13件ございまして、公園としての機能のご意見の中では最も多くのご意見をいただいているところとなっております。30番から36番にかけてのご意見は、巨木など樹木の保存や活用に関するものとなっております。

こうした巨木の保全・活用に向けた墓所移転の推進についてご賛同いただいているとともに、伐採した場合の新植や更新、SNSで発信したくなるような魅力的な風景にしてほしいというご要望をいただいております。

また、巨木による墓所への影響とか不審者が来ることになるという防犯上の懸念なども寄せられています。巨木の保全と活用につきましては、樹形や樹木の健全度、周辺墓所への支障の有無をきちんと調査させていただいた上で、保存すべき対象樹木を選定いたしまして、適切な維持・保全を進めていきたいと考えてございます。

いただいた意見も参考としながら、今後、具体的な整備箇所や内容についての検討を進めていきたいと考えてございます。

続きまして、36番のご意見となります。保全すべき対象樹木の選定、樹木の伐採剪定について、地域への情報提供を行ってほしいというご意見です。こちらについては現在も行っているものですが、引き続き、地域住民や団体等に適切に情報提供を行っていきたいと考えてございます。

続いて、37番から40番にかけてのご意見です。剪定など適切な樹木の維持管理、花木などの育成に関するものとなっております。これらにつきましては答申案に沿っているようなものになってございまして、地域を特徴付ける花木を広場に植栽をするなど、周辺の緑地などと一体となった緑の形成に努めてまいりたいと思います。

41番のご意見となります。樹木の影響を受けている墓所の移転費用の補償や、42番、豊島区の保護樹木に指定できないか、そういったご意見もお寄せいただいております。こちらにつきましては豊島区とも共有するとともに、今後の参考とさせていただきます。

次に、周辺資源との連携・活用に関するご意見となります。2件ございまして、43番、44番ですが、霊園外となる周辺の鬼子母神などと霊園との人の流れをつくる。また、霊園内にかつて設置されていた御鷹部屋や御薬園など、地域の歴史を普及啓発してほしいとのご意見となっております。

こちらにつきましても、答申案の考え方に沿っているものでございまして、周辺の歴史圏との一体的な利用や、観光協会などとの連携した取組を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、霊園との共存についてのご意見です。3件ございます。45番から47番のご意見となりますが、霊園としての静謐さの維持のほか、来園者のマナーや利用者が集まることへの懸念というものが示されてございます。こちらにつきましても答申案のほうにも記載させていただいております、利用者マナーの向上に向けた取組、注意喚起を進めるとともに、霊園の静謐さがきちんと保持されるよう進めてまいりたいと考えてございます。

続いて、地域住民等との連携についてのご意見が6件ございました。48番から53番までとなりますが、地域と連携した緑化や適切な維持管理、地域団体への支援などのご意見をいただいております。こちらも答申案に沿って地域住民等との協働による緑化や維持管理を推進いたしまして、地元意見の反映や地域とのコンビネーションの継続なども、今後とも連携しながら進めてまいりたいと考えてございます。

また、地域団体への支援につきましては、東京都の政策連携団体でもあります東京都公園協会におけます都立公園での活動に対する助成についてもご紹介させていただいております。

次に、避難場所としての機能向上についてのご意見でございます。8件ございます。54番では、広場の拡大や園路の拡幅等にご賛同いただける意見を頂戴してございます。

55番から61番にかけてのご意見につきましては、具体的な防災施設の整備に関するご意見となっております、広場や非常用トイレ、停電時も使用できる照明などの整備をご要望いただいております。こうしたものは、今後の具体的な設計等の検討の際に参考とさせていただきたいと思っております。

また、こちらのほうにつきましても、答申案に一部この考え方を追記したいと思っております。右側の対応方針の中の下線部となっております。災害時の避難誘導

や利用ルールにつきまして、災害時の運営面で地元区が大きな役割を担っているということや、応急給水槽などは各企業者、そういったものも関わってございます。

そうしたことから、地元豊島区等と連携し、避難場所としての機能向上を図るべきであるという文章を追記することとさせていただいております。こちらの修正箇所についても答申案本文の修正部分を画面に映させていただきます。

(6)の避難場所としての機能向上という部分におきまして、地元区とも連携して、避難場所としての機能向上を図るべきという文章を追記させていただきました。こちらにも答申案の概要版にも同様の内容を反映していきたいと考えてございます。

次に、再生の進め方に関するご意見につきまして、3件いただいております。墓所の新規貸付けや貸付け収入による再生事業を進めることにご賛同いただいております。

最後に、その他になります。2件ございまして、今回の再生計画が墓地、観光、防災、景観ながバランスよく成り立っている霊園だと意見をいただいております。また、蚊の発生抑制・駆除を適切にしてほしいというご意見をいただいております。

こちらにつきましては、今後も水がたまるような側溝、そういうことがないように側溝の清掃をはじめ、適切な維持管理の運営に努めてまいりたいと考えてございます。

以上が都民意見募集の結果と対応方針についてのご説明となります。

続いて、地元豊島区に意見照会をいたしまして、いただいた意見とその対応方針の内容についてご説明をさせていただきます。豊島区からは、中間のまとめの全体の考え方としてはご了承いただいているところですが、今後の整備や管理運営に当たって配慮してほしいという内容につきまして、6点のご要望をいただいております。

まず1つ目ですが、霊園施設の充実について、周辺の都市計画道路の整備と併せて、アクセス性や案内表示への配慮、また霊園の顔とも言える都電の停留所の近くには拠点広場、エントランス広場、そういったものを計画してほしいというご意見でございます。

これらにつきましては答申の中の参考図でも示しております。エントランス広場、拠点広場の配置を進めていきたいと思っております。具体的な位置や整備内容は今後の設計の中で検討してまいりたいと考えてございます。

2つ目として、自然資源の保全・活用についてでございます。個人所有の大木も可能な限り在置する、墓所の保全・活用に当たり、良好な状態が保たれるよう配慮してほしいとのご意見でございます。

こちらにつきましても先ほど都民意見の中でもございました巨木の健全度や周辺墓所への支障状況を調査した上で、周辺の墓所使用者の意向も踏まえた上で保全対象木を選定し、樹木の生育環境を確保していくための取組を進めていきたいと考えてございます。

3つ目の周辺資源との連携・活用についてでございます。「雑司ヶ谷未来遺産」の認定を踏まえ、協議会とも連携し、歴史、文化、地域文化も十分考慮されたいということです。こちら「雑司ヶ谷未来遺産」は日本ユネスコ協会が認定しているものでございます。

こちらにつきまして、私どもも観光協会等と連携して、一体的に、歴史資源や霊園内の資源を活用していきたいと取りまとめてございます。こちらにつきましては雑司ヶ谷未来遺産協議会も含めた、連携を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、4番となりますが、地域住民等との連携です。地域住民等の美化活動に対する補助制度の充実というものをご意見としていただいております。こちらにつきましても先ほど都民意見の中にもございました東京都の政策連携団体でございます東京都公園協会において、都立公園事業への参加協力に対する助成金がありまして、そのご紹介をさせていただいております。これも併せて、今後の管理・運営の参考としていきたいと考えてございます。

次に5番でございます。避難場所としての機能向上について、震災時の広域避難場所であることから、避難時の安全性を確保されたい。こういった防災の観点も今回の答申の中には含めてございます。例えばエントランス広場の整備を行いまして、避難入り口として機能させる、園路の確保や舗装によって円滑な避難に資する、また、休憩や散策の拠点となる広場を整備し避難空間として有効に活用することを考えてございます。

最後に、その他です。安全で安心できるまちに向けて、霊園内へ防犯カメラを設置されたいということです。こちらも先ほど都民意見の中でも防犯に関するご意見がございました。そうしたことから、先ほどと同様の対応となりますが、墓参者の利便性

等の向上の中で、安心して利用できる環境の確保というものを追記していきたいと考えてございます。

以上で、中間のまとめに対する都民意見とその対応方針、また豊島区のご意見に対する意見とその対応方針、またそれらに伴って、答申案本文の修正した箇所について、ご説明させていただきました。

また、これ以外に金子部会長からもお話がございました霊園専門部会の中でのご意見を踏まえて修正した箇所について、ご紹介させていただきたいと思っております。答申案本文の最初の基本的な考え方のところ、今、映しているところでございますが、赤字で記載しているところでございます。墓所に対しては、今回の議論の中でも墓所に対する都民の意識は家族の構成やライフスタイルなどで変化したり、取り巻く社会状況に合わせて多様化し続けているところでもございます。

そうしたことから、今後も都立霊園における墓所の供給のあり方についての検討も必要ではないかというご意見をいただいております。そうしたことから、赤字の部分として、「また、墓所に対する都民の意識は、家族構成やライフスタイルの変化など、社会状況に合わせて多様化し続けていることから、今後、都立公園における墓所の供給のあり方についても検討も必要であろう」ということを追記させていただきました。

以上で、全体の修正箇所を含めたご説明となります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○高梨会長 ありがとうございます。

前回の審議会、そしてパブリックコメント、並びに豊島区からのご意見を踏まえて、専門部会でご検討いただき、答申案をおまとめいただきました。金子部会長はじめ専門部会の委員の皆様から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

これを踏まえまして、ただいまから、今、説明のありましたことにつきまして、審議を進めたいと思っております。ご質問やご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでございますか。

パブリックコメント、また部会でのいろいろな議論を踏まえまして、前回の案から修正をいただいたところが箇所的には3か所ですかね、具体的な点にも及ぶわけですけど。防犯面の配慮をしっかりと進めていくということ、そして避難場所の機能についても地元の豊島区とも十分連携しながら、その充実を図っていくということと。最後に、事務局から説明がございました、また金子部会長からもお話がございましたよう

に、今後の墓所のあり方、非常にライフスタイルが変化してきてございますので、そういうことも今後、検討を進めていかなければいけないということで修正点として加えてある、ということでございます。

前回の審議会でもいろいろご検討いただきましたし、都民の方々からパブコメとして76件の多くの意見を、ご指摘をいただいたところでございます。これを踏まえて部会のほうで慎重にご検討いただいたところでございますので、特段、ご指摘がなければこの説明にありました案で答申案として皆様にお諮りしたいと思っております。何か意見があればお願いしたいと思っております。

(なし)

ないようでしたら、答申案としてお諮りしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。特段ご意見ないようですので、それでは、事務局から説明がありました答申案どおり、本日、答申することにつきましてご了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

○高梨会長 ご異議がございませんのでただいま承認いただきましたので、第1号議案は案のとおり答申することに決定をいたします。ありがとうございました。

それでは、続きまして、第2号議案、都立日比谷公園の再生整備計画についての答申に移ります。

この議案は、一昨年の10月に専門部会を設置して調査・審議を行ってきたところでございます。昨年11月の第3回の公園審議会で中間のまとめについて審議をいただきました。それを踏まえて一部修正の上、先ほどの雑司ヶ谷霊園と同様に、昨年の12月8日から今年の1月7日までパブリックコメントの募集を行ったところでございます。それに寄せられましたご意見を参考にして検討いたしまして、このたび答申案を審議いたすことになったところでございます。

これにつきましては、専門部会の部会長でございます下村委員のほうから検討の経緯と答申案の作成のポイントや重視した点などにつきまして、ご説明をお願いしたいと存じます。

その後、具体的な詳細の内容につきましては、事務局からご説明をお願いいたします。

それでは、下村部会長、よろしく願いいたします。

○下村委員 専門部会の部会長を務めております下村でございます。

それでは、私のほうから再生整備計画の答申案のポイント等についてご説明をさせていただきますたいと思います。

前回の審議会におきまして、案の概要について、説明をさせていただきました。その後、12月8日から1か月ですけれども、パブリックコメントの機会を設定し、都民のご意見等をいただきましたところ、87通、175件という非常にたくさんのご意見をいただきました。

専門部会としては、この間、そのご意見に対してどんなふうに対応すべきかということについて、議論をしまりましたので、今日のところは、むしろどんなご意見に対してどう対応したかというようなことについて、概要を私のほうからご説明申し上げまして、後は事務局のほうから詳細についてご報告をさせていただきますたいと思います。

まずはその175件のご意見に対して、どんなふうに対応するかについて方針をある程度決めましょうということで、ご意見の傾向とそれにどう対応するかという方針を6つぐらいに整理をしました。

1つはご賛同いただく意見も多数ございましたので、それはご意見を踏まえて進めていきますという回答をさせていただくと。それから方針はおおむね了解するのだけれども、こういう点が抜けているのではないか、あるいは、こちらとして追加意見と判断されるものについては、しっかりどう修正をしていくか、このご意見はこういう形で取り入れたほうがいいだろうという検討・修正をし、追記をさせていただくという対応をさせたものがあります。

それから3つめとしては、既に計画の中に書いてはありますけれども、それが必ずしもよく伝わってなくて、繰り返しのよう形でご意見をいただくようなものもありましたので、それについてはしっかり計画の内容を説明するという対応をしました。

それから4点めとしては、中に結構出てきますけれども、後の整備とか、あるいは管理運営ですとか、設計の段階とか、ものによっては周辺的设计等に関わることもありましたので、次の段階でもって配慮させていただきますという形で対応しているものもあります。

それから一方で、計画に反対するというか、方針が異なっているご意見というものもありました。1つは今回、大きな指針としてまちに開く公園として、外からの視認性、あるいは公園の中も含めて、視認性を高めていくということを1つの方針にした

結果、樹木をある程度整理すると記載しているのですが、整理するというのは伐るということだけではなく、ちゃんと枝葉等の管理をして、しっかり視認性を高めていくという考え方が伝わっていないものもありましたので、そんな説明を加えたもの。

それからそもそも方針としてしっかり囲い込んで鬱蒼とした公園でいいんじゃないかというようなご意見がありました。

それに関しては、やはり我々のほうとしてもいろいろな状況を踏まえて、今回のコンセプトを組み上げて部会でも検討してまいり、事務局と検討してまいりましたので、そこについてはこういう社会背景の中でこう対応したということをもう一度ご説明させていただくという対応をしています。

この植栽の件ともう一つ大きかったのが、テニスコートですね。北西部のテニスコートの部分を多目的に使っていけるスペースにしようという方針であったわけですが、テニスコートの存続を求めるご意見がかなりありました。後で事務局のほうからご説明いただきますけれども、それについてはあのエリアの性格として、そもそもテニスだけではなくて、いろんなアクティビティを揺籃してきた場所で、そういう歴史があって、単目的な、単機能に収めるべきではないだろうという議論をして、むしろ、今後の社会でいろんなアクティビティを試み、揺籃していくことが、このエリアの目的だろうということで、別にテニスを否定しているわけではありませんよ。テニスコートだけを設定せずに、それも可能なスペースにしてありますというような説明を加えることで対応しています。

この5点目のところがやっぱり一番対応が難しかったところですが、基本的なコンセプトというものをご理解いただいて、その中でどういう形で反映させていくかというようなことを説明させていただくというタイプですね。

それから最後6つめは、今後、お手伝いができますというようなご意見等、少し答え方が難しいものもありましたので、それについては今後の参考とさせていただきたいという対応の仕方をしています。

以上のとおり、ご意見の性格と対応の仕方を6つぐらいに分けて、それで基本的に対応方策を検討していったという経緯になります。

トピック的には先ほどの植栽の問題とそれからテニスコートの問題、それからあと、前回の審議会のときにも、芝生の管理というのが結構難しいよというご意見がありました。これはちょっと記載の中で抜けていた部分でしたので、来園者が快適にくつろ

ぎ、活動できるような整備・運営をしっかりとしていきますよと、大きく答える形ではありますけれども、そういう修正をさせていただくような形で対応しております。

それから、文化の問題、歴史の問題についても、幾つも意見を言っていたいて、十分に記述が足りていないと。日比谷ですので、やはり歴史性を重視してほしいという意見は多数出てまいりますので、文化や歴史性の高い施設の図を加えたりとか、それから審議会の中では食文化ということもご意見が出ておまして、もともと洋の象徴だったわけですが、時代が変わってきて、ある種日本らしさというか、日本の都市公園という性格を出す必要もあるというのもコンセプトでございますので、そういう点をはっきりさせる上でも、和食をはじめ食文化についても民間と連携しながら進めていきますというような形で修正させていただいたところもあります。

それからあとやはり防災のこと、それから生物多様性についてももう少し具体的に書くようにというご意見がありましたので、それについてはご意見にできるだけ沿うような形で修正をするようにいたしました。

修正の方針と大きなトピックとしてはそのぐらいでございます。詳細は事務局のほうからご説明をいただければと思います。

以上です。

○高梨会長 それでは、事務局、よろしく願いいたします。

○坂下計画課長 では、続きまして、日比谷公園再生整備計画についての答申案について、ご説明させていただきます。

こちらにつきましても、先ほどのご説明のとおり、まず、パブリックコメントでお寄せいただいた意見とその対応方針、また地元の千代田区に意見照会をしたその意見、それとその対応方針、まずはそれを説明させていただきまして、本文の修正は最後にまとめてご説明させていただきたいと考えてございます。

先ほど下村部会長のご説明のあったような、6つの視点を踏まえて、対応方針を取りまとめてきてございます。まず、全体のお話でございますが、昨年12月8日から今年の1月7日にかけて、意見募集を行いまして、意見の総数としては全部で87通、うち1通は181名の署名がついたものとしてご提出いただいております。これらをそれぞれの項目として振り分けて考えますと、全体では175件のご意見となっております。

こちら、今、映している画面上の表の、先ほどの表題のように左側に通し番号を振らせていただいております。同様の意見はこの通し番号ごとにまとめていたり、あるいは括弧書きで件数を記載させていただいております。ご承知おき下さい。

では、都民意見のご説明に入りたいと思います。まず、全体の計画全般についてというご意見でございます。こちらのほうは全体で13件となっております。まず、1番から5番におきましては、再生整備計画の考え方、広場やまちとの回遊性、公民連携の取組、日比谷公園の歴史ある空間、そういったことについてご賛同いただいているご意見をいただいております。

6番と7番でございますが、ここでは、ビジネスや働く場とのご意見がございまして、私どもとしてはビジネスや働く方のご利用もあり、またそれ以外の多様な利用も目指している場所でございます。そうしたことから、この再生計画の考え方をお示しさせていただくとともに、また答申案本文の最後にパースを描いていますけれども、そこが何かレジャーランドのような絵というご意見をいただいております。ここではパースについて、その利用状況が分かるような具体的な説明を加筆させていただきました。こちらのほうは後ほどご説明させていただきたいと思います。

続いて、8番となります。歴史的な検証も並行して進めてほしいというご意見でございました。これについては答申案にも右側の対応方針の下線部となりますが、答申案に検証して進めるというものを記載させていただいております。

また、9番、10番でございますが、明治神宮などを含めた東京都心部の公園群の位置付けとかグリーンベルトのコンセプト不足みたいなご意見をいただいております。これらにつきましても答申案本文におきまして、将来イメージの説明の中で都心の緑の骨格を形成するものだということを追記させていただきたいと考えてございます。

また、10番、11番におきましては、音楽堂やその周辺、球技広場の再検討、あるいは整備を慎重に、最低限、今の形のままで変えずに維持していくというご意見をいただいておりますが、こちらにつきましても今回の再生整備計画の考え方をお示しいたしまして、多様な利用を進めていくということを記載させていただいております。

続いて、景観計画に関するものでございます。こちら1件ご意見がございまして、12番の、見通しの確保や周りから見られる必要はないというご意見でございます。私どもといたしましては、まちとの一体感や公園内外のつながりから視認性は必要で

ある、重要であると考えてございますので、この再生計画の考え方を改めて示させていただきます。

続いて、植栽計画についてでございます。こちら4件のご意見がございました。13番では、剪定、伐採を慎重にというご意見をいただいています。こうしたものは、樹木の健全度を踏まえて適切に進めていきたいと考えてございます。

14番では園芸文化の発信、こちらにつきましては本計画にも沿っているものでございます。こういったものは踏まえていきたいと考えてございます。

また、15番の、老木の保護や樹木伐採の慎重な検討、見通しを確保しつつ緑陰を確保していくべきだというご意見でございますが、こちらにつきましては答申案に一部反映させることといたしまして、右側の対応方針の下線部となっております。既往調査などを基に歴史性や貴重性の高い樹木を把握する、樹木診断などにより適切に樹木の保全や更新を進めていく。さらに、具体的な取組の中では、下枝の剪定や中低木の整理などにより、緑陰を確保しながら視認性を高めるといった表現を追記することといたしました。

続いて、環境計画に対してでございます。こちらについては3件のご意見をいただいております。16番ではグリーンインフラとして雨水貯留浸透だけではなく、ソフト的な取組とかその他のリサイクルなども必要だとのご意見をいただいております。

こちらにつきましても右側対応方針の下線部となっておりますが、ソフト的な取組も踏まえていくという考えの基から、グリーンインフラとしての整備、管理運営部分についても重視していくということを追記させていただいております。

17番、18番におきましては、雨水流出抑制の効果の話であるとか、公園内の水の流れに関するご意見でございますが、こちらも考え方を示すとともに、今後の参考とさせていただきます。

続いて、施設計画に関するところでございます。こちらそれぞれの施設ごとに集計しておりますが、この施設計画全体で、117件ございまして、意見の9割ほどがこの施設計画に対するご意見となっております。

まず、入り口と外周部に関するもの、こちら11件のご意見をいただいております。

19番、20番となりますが、入り口や外周の植栽整理においた視認性やアクセシビリティの向上や、まちとの回遊性の向上に対するご意見をいただいております。

本計画にも沿ったものでございます。こういったものを踏まえて進めてまいりたいと考えてございます。

また、21番から24番におきましては、バリアが存在することとか、道路上空のデッキではなく、地下による道路横断などのご意見が出てございます。これらにつきましては、現在の状況及びこの再生計画の考え方をお示しさせていただいております。

また、デッキによる周辺景観の影響を懸念されているというご意見もでございます。こちらにつきましては、右側、対応方針の下線部となっております。デッキの説明の部分において、「景観に配慮しつつ」という言葉を追記していきたいと考えてございます。

そのほか、まちとの一体感や回遊性のため、公園の視認性が入りやすさをさらに高めることとか、デッキ下の有効活用などのご意見をいただいております。参考にしながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

続いて、25番となります。防災機能やヒートアイランドの緩和などの機能面から、外周植栽の整理について見直すべきだろうというご意見をいただいております。こちらについては、先ほどの植栽計画と同じようなご意見の対応とすることといたしまして、右側、対応方針の下線部となります。「下枝の剪定や中低木の整理などにより、緑陰を確保しながら視認性を高めていく」ということで、追加の記載をさせていただいております。

また、日比谷公園が地区内残留地区に指定されておまして、そういった防災上の位置付けについても併せてご説明させていただいております。

26番、27番になってございます。公園南側のデッキや、地下鉄に対する案内の看板などの設置についてのご意見をいただいております。これらについても、今後の参考としながら進めさせていただきたいと思っております。

続いて、公会堂から小音楽堂に対するご意見でございます。こちらにつきましては5件のご意見がございまして、開園当初の運動広場に近い形に戻すのは良いという賛成のご意見をいただいているとともに、29番ですが、現在の第二花壇を花壇として再生すべきというご意見をいただいております。これにつきましては、私どもは、イベント需要の多いこの第二花壇につきましては、今後、人が立ち入れる芝庭といたしまして、ビスタ景観を維持し、様々なイベントができる空間としての再整備を考えているところでございます。そういった考えをお示しするとともに、こうした花壇の再生

については第一花壇のほうで、しっかり取り組んでいく旨、方針として示し、しっかりやっていきたいと考えてございます。

続いて、第一花壇周辺ということで、33番になってございます。第一花壇については、非常に貴重な場所であり、保存すべきである。また、デザインが今のままで、あと、民間の協力を得る必要は無いというご意見をいただいています。私どもとしても、第一花壇の歴史的な重要性は認識しておりまして、これは十分に生かしていきたい。しかしながら、民間との連携、これについてはより都民など利用者に対して魅力あるものとしていくために、デザインやコーディネートなど、そういった点では民間とも連携しながら進めていきたいと考えてございます。

続いて、HIROBASへの意見です。ここが最も多い意見のところになってございまして、91件のご意見をいただいております。

34番から36番にかけては、ハード主体からソフト主体へと変えて、多様化したライフスタイルにも対応する計画で賛同というご意見をいただいております。

38番でございしますが、ここではどちらかというところ、このHIROBASに対する意見として、コンセプトが曖昧であるとか、不要であるとか、多様な要素を盛り込み過ぎて運動施設は要らないとか、三笠山などの地形の改変はしないようにしてほしいや、りっぱな管理棟は無駄、など様々なご意見をいただいております。ここににつきましては、このエリアが健康・運動などの機能を受け入れてきた、これまでの歴史がある一方で、やはり様々な変化の中で区域が細分化され、分断されてきたというところもございまして。

また、隣接する皇居外苑のつながりもなかなか体感しにくいという課題もあることから、私どもとしては地形や植栽等を活かしながら園内から皇居外苑への見通しが利く大きな広場空間を計画したところでございます。

また、この広場空間におきましては、三笠山の地形を継承した芝丘広場だとか、健康運動などの機能を高める様々なプログラムを行う大芝生広場、環境教育にも資する雨庭広場など、多様な広場を構成することで、また、性格の異なる広場を集めることで、子供から大人まで自由自在な活動、様々な活動が行われる場にしていきたいということで新たな利用や連携も目指しております。

また、ここでの利用に当たりましては、地域団体と連携した新たなマネジメントの仕組みを取り入れながら、都民のニーズに柔軟に対応した利用を、また多くの都民が集い、心と身体の健康を感じることでできる場にしていきたいと考えております。

また、都民の方々の公園利用の拠点ともなり、公園の管理の機能も併せ持ったような、（仮称）パークプラザとここでは記載しておりますが、こういったものを整備することで、多様な都民利用に応えていきたいということを考えてございます。こうした方針、考え方を改めてここでは示させていただいております。

続いて、41番から43番にかけてでございますが、コロナ禍の運動不足とか、ストレスなどの対策として、スポーツ・レクリエーション機能が重要である、また、様々な活動が可能である一方で、マネジメントルールをちゃんと作るべきであるとか、季節の風物詩となる催しが継続してほしいというご意見をいただいております。

こちらにつきましては、新たな公園マネジメントを導入いたしまして、都民ニーズに応える多様なプログラムを提供して、しっかり応えていきたいと考えているところでございます。

続いて、45番、46番にかけては、皇居ランに関連してや、ランニングステーションの是非に関するご意見をいただいております。

この仮称のHIROBASのところは、地域の緑や情報を発信する場であったり、キッズスペースや展示スペース、更衣室、様々な都民の園内利用の拠点となっております。そうしたものを整備していく旨、改めて考え方を示させていただいております。

続いて、47番となります。こちらは、下村部会長からもお話ございました、この施設の中の一つの項目としては一番多い意見となっております、テニスコートの存続に関する事ということで、62件のご意見をいただいております。また、この中の1件は、181名の署名付としてのご意見となっております。

この存続については、これまでテニス利用をして楽しまれてきたや、長い歴史があるですとか、立地から仕事帰りに気軽に寄れる、地元千代田区の大会を行える、様々な理由からテニスコートを存続していただきたいとのご意見をいただいているところでございます。

こちらにつきましては、先ほどもHIROBASの考え方をご説明させていただきましたが、その必要性や考え方や多様な利用を求めていくものを考え方として改めて

示させていただいた上で、この中の多様な広場の中の一つに球技広場というものを設定させていただいております。

ここでは、テニスを含めて様々な球技を楽しめる広場とし、多様な利用や柔軟な運営を行っていくことで都民の多様なニーズに応えていく旨を方針としてございます。

そうしたことから、こちらにつきましては、本文にも修正することといたしまして、右側、対応方針の一番下の部分になってございます。球技広場の説明の中に、「テニス等の各種球技が楽しめる広場」と修正させていただきました。こちらのほうにつきましては、補足として説明したものでございまして、これまでもこうした利用というのは想定していたものでありまして、新たにこのテニスという機能を加えたというものではないかと考えてございます。我々としては、共存した利用を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、大音楽堂に関するご意見でございます。こちら4件でございます。50番から53番にかけてでございます。

騒音対策する際に、民営化することで対応することではなく、使い方、作り込みの仕方でやるべきではないかというもの、また大音楽堂の再整備の方針に賛同、あるいは収益性について課題があるのではないかとご意見をいただいているところでございます。

こちらにつきましても、野外音楽堂としての歴史を継承しつつ、老朽化が進んだ部分もございましたので、そういった部分は民間資金やノウハウを活用しながら、整備するとともに、管理運営においてもそのノウハウをうまく使いながら再生していきたいという考え方をこの方針を示させていただいております。

その他といたしまして、4件ございまして、日比谷公会堂のバリアフリー化、歴史的建造物である、日比谷公会堂の早期公開、良好な公園管理・運営のための駐車スペースというご意見をいただいております。

こちらにつきましては、日比谷公会堂につきましては早期に改修してバリアフリーの実現や利便性の向上などを図りまして、都民に親しまれる施設としていきたいと思っております。

続きまして、運営計画についてでございます。多様な主体との連携という項目におきまして、10件のご意見をいただいております。

58番になりますが、音楽や芸術品展示会、そういった文化イベントの実施ができないかというご意見に対しまして、対応方針のほうでも答申案本文のほうに反映させまして、下線部となりますが、「民間などと連携して、音楽や芸術など様々な文化・学習活動体験ができる」という形での表記をさせていただいております。

また、59番でございますが、公園とまちとの連携によって、防災機能を強化していくべきではないかというご意見もいただいております。こちらにつきましても、右側対応方針下線部となりますが、「周辺の多様な主体と連携して、地域の安全性を高めていく」という文章を加筆することといたしました。

その他、ボランティアの話であるとか、コーディネーターやルールのお話をいただいておりますが、今後の参考とさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、民間活力の導入でございます。67番、68番となっておりますが、ここでは民間活用していくときにも、日比谷公園らしさを失わないようにすべきだというご意見をいただいております。こちらにつきまして、右側対応方針、下線部となりますが、私どもとしても日比谷公園というものをしっかり意識しながら進めていく考えでございまして、ここには「日比谷公園の価値や魅力に磨きをかける」ということを民間活力の項目の中で追記をさせていただいております。

続いて、DXの推進については2件いただいております、積極的なICTの導入をご提案いただいております。こちらにつきましても、答申案の中でも記載しておりますが、ICTの導入で様々なニーズに応えたり、利用状況や犯罪防止など運営面でも展開していきたいと考えてございます。

続いて、利用のルールづくりについてでございます。こちら5件ございます。特に71番になりますが、小音楽堂広場と一体化することで大型イベントが行われて、騒音が問題化するのではないかというご懸念をいただいております。こちらにつきましては、答申案本文にも、そういう心配がないような記載を追記させていただいております。右側下線部となりますが、「テント設置の誘導や騒音等周辺環境への影響に配慮するなど」という言葉を追記させていただいております。

その他、生物多様性の維持やタバコ等の注意喚起はこれまでも取り組んでいるものでございまして、参考意見としてお聞きしたいと考えてございます。

続いて、その他ということ、6件の意見がございます。この中では、緑と水の市民カレッジを一体化すべきではないかですとか、地域冷暖房の活用といったご意見をいただいています。これらは参考としながら進めていきたいと思っております。

76番、「石垣の実生の撤去」の意味がよくわからないということのご意見がありましたので、ここは少し分かりやすくするため、対応方針に書いてございますが、下線部「石垣に生えた植物の除却等」と少し文章を修正させていただいております。

また、78番の自由の鐘の撤去や79番、バリアフリーの取組に併せて、スマートモビリティの導入といったご意見がありますが、自由の鐘については移設であることとか、スマートモビリティ等については今後の参考とさせていただきたいと考えてございます。

最後に、事業についてということ、11件、意見がございました。こちらにつきましては、今、新型感染症が拡大していくという中で、様々な財政面とか、そういった点からも計画を中止、または延期すべきというご意見をいただいております。

日比谷公園に関わらず、私ども都立公園を管理しているものとしたしましては、実際、今、公園の利用状況を見ますと、感染症の拡大を契機として身近な緑、身近なオープンスペースとして、ニーズが高まり様々なご利用をいただいているところでございます。

そうした観点から、公園の整備や管理をしっかり進めてまいりたいと考えてございます。

また、さらに日比谷公園につきましては、やはり近代的洋風公園の先駆けとして代表する都立公園でもございます。今回の再生計画を進めていくことで、より魅力ある公園として都民の皆様にご利用いただけるような形にしていきたいということで、そうした旨の考え方を示させていただいております。

パブリックコメントの都民の意見は以上になってございまして、続いて、地元千代田区からいただいたご意見の対応となっております。

千代田区からは、全部で13件のご意見をいただいております。順に対応方針についてご説明させていただきます。

まず、景観計画、植栽計画に関連してです。

1番と2番になります。こちらについては、イベント時等に公園内での看板とか広告物が、外への見え方について検討してもらいたいというご意見をいただいております。

す。こちらにつきましても、まちから見られること、公園からまちを見ること、そういったことに配慮した景観形成を行っていきたいと考えてございます。

続いて、施設計画についてということで、3番から5番にかけてとなっております。3番は、先ほどと同様にサインの見え方の話、あと、4番は公園南側の国会通り側に開口部は少ないと、こちらは物理的な建築物の配置との関係がございます。植栽の整理とか、まちに開かれた整備というのを考えてございますので、そういった対応をしてまいります。

5番になります。こちらは、先ほどの都民意見でも最も多い意見と言っていたテニスコートの部分に該当しています。千代田区といたしましても、テニスコートが少なく、この日比谷公園のテニスコートについては、区民の健康増進に欠くことのできないスポーツ施設と位置付けているとのご意見でございます。

こちら、先ほど都民意見の対応方針でご説明したとおりでございますが、H I R O B A s の多様な利用についての考え方をお示しさせていただくとともに、先ほどの球技広場については、テニス等も含めた多様な利用ができる場所であると。また、柔軟な運営を行うことで一層の利用促進を図っていくということを考えている旨、ここでは記載させていただいております。

続いて、6番の大音楽堂になります。こちらにつきましては、大音楽堂が再整備・機能拡充することで、近接する日比谷図書館への騒音が気になるというご意見でございます。大音楽堂の再整備にあたって、音への配慮を検討してまいりたいと考えてございます。

また、その他といたしまして、自転車・バイクの駐車場施設の整備をしてほしいと、これについては今後の参考とさせていただきたいと思っております。

また、8番のコミュニティサイクルのサイクルポート、これについては都市再生特別措置法に基づく計画づくりの中で、対応できるものであり、その旨記載させていただいております。

続いて、運営計画についてでございます。多様な主体との連携、あるいは地下にある都市計画駐車場の取扱いなどのご意見ですが、これについては今後の参考とさせていただきたいと思っております。

続いて、DXの推進となりまして、10番11番でございます。こちらにつきましても、DX、様々な先ほどの都民意見でもありました。多様なICTを活用して、ハ

ードの部分や樹木植栽の維持管理でも活用していきたいと思っておりますので、参考とさせていただきたいと考えてございます。

また、利用のルールづくりでございます。イベント時のサインの掲出の方法であるとか、イベントの活用についてのご意見となっております。これについても、利用のルールづくりを行うとともに、こうした意見も参考しながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上が、千代田区からのご意見とその対応方針となっております。

これまでご説明したパブリックコメントの意見、千代田区の意見、それに対応する部分について、本文のほうにどのように修正、対応させたかということをご説明させていただきたいと思っております。

まず、6ページでございます。日比谷公園の使われ方のイメージをご説明している部分になりますが、この中で再生整備の3つの取組として、「のこす」「かえる」「つくる」というものを掲げさせていただいております。

ここについて、やはり文化・歴史を検証しながら進めていくべきという都民意見がございました。そうしたことから、「のこす」の部分ですが、長い時間を連綿と紡いできた中央公園の文化・歴史を検証し、次世代に確実に継承していくと修正させていただきました。

また、注意書きとなっております、もう一つの箇所、赤く囲っている箇所、ここについては、正しい文章に修正いたしました。

続いて、7ページ目でございます。日比谷公園の都心部の公園群としての位置付けやグリーンベルトとの位置付け、そういったご意見がございました。

そうしたことから、図の下の説明しております2行目、日比谷公園の再生整備においては、「都心の緑の骨格を形成し、日本を代表する公園としての象徴性を持たせ」という形で追加させていただいております。

また、図上にありますパークプラザという名称のところは後ほどHIROBASのところと併せて修正のご説明をさせていただきます。

続いて、8ページでございます。こちらでは、審議会、または専門部会等のご意見がございまして、修正させていただきました。

左側の凡例の部分については、多様な広場が集まる空間ということで、表現を正しく修正させていただきました。また、右側のところは図を追加させていただいております。

ます。これについては、日比谷公園の一つの特徴であるその歴史をうまく生かす、歴史を継承するということでしたので、その歴史性、文化性の資源がどういった部分にあるかというものをしっかり都民に明示すべきだということをございまして、日比谷公園グランドデザインで示しておりますその資源の位置を示した図を追加させていただきました。

続きまして、10ページ目となります。植栽計画に関する部分でございます。こちらでも樹木に関する取扱いについて、様々な都民からの意見がございました。そうしたことから、ポチの二つ目となっておりますが、既往調査などを基に歴史性や貴重性など高い樹木を把握していくことを追加いたしました。

また、その下の部分、樹木診断などにより適切に樹木の保全、更新を図るということで、一部修正させていただいております。

また、審議会で芝生の在り方、その利用の仕方についてのご意見ございました。そうしたことから、さらにその下の赤四角ですが、芝庭広場などの芝生地は、来園者が快適に寛ぎ、活動できるよう整備や管理運営を行うという文章を追記させていただいております。

続いて、11ページ目でございます。グリーンインフラとしてのソフト面のご意見がございました。そうしたことから、「グリーンインフラとしての整備、管理運営を行い」という言葉に修正させていただいております。

続いて、13ページ目でございます。図の一番下になってございますが、デッキが景観上、課題があるのではないかというご意見ございました。ここには、景観に配慮しつつ進める旨を追記させていただいております。

14ページ目となります。こちらでも緑や樹木の取扱いでご意見いただいたところを修正させていただきまして、下枝の剪定や中低木の整理など緑陰を確保しながら視認性を高めるとしております。

続いて、15ページ目になります。左下の図になりますが、今申し上げました中低木の整理をイメージしやすい図面に修正させていただいております。

続いて、20ページになります。第一花壇周辺の説明です。この説明の中で、より表現が分かりやすいようにということで、水と緑のつながりを創出して空間のつながりを強化するという表現に修正させていただいております。

21ページになります。心字池と日比谷見附周辺の空間ということで、先ほど「実生の撤去」という言葉がよく分かりづらいということでしたので、そこを分かりやすい文章に変えたというところになってございます。

続きまして、22ページです。こちらのほうが最もご意見の数としては大きかったHIROBASのエリアの話になります。

まず、右上でございます。具体的な取組の中で、ここの機能をしっかり伝えるようにということで、健康、運動といった機能を一層高めて多様な利用をさらに促進するという文章を追記させていただいております。

また、それぞれの広場とかのご説明の中の⑤番、球技広場の説明を先ほど申し上げましたとおり、テニス等の各種競技が楽しめる広場という形で修正させていただいております。

また、左側、パークプラザのイメージということで、以前はここ、管理棟という書き方をさせていただきましたが、管理面だけでなく都民の利用拠点にもなるということから、そうしたイメージしやすい言葉ということで、仮称ですが、パークプラザという名称を使わせていただいて、様々な機能が入ることを示させていただいております。

続きまして、25ページでございます。多様な主体との連携ということで、こちらにつきまして、審議会、専門部会のご意見を踏まえて、二つ目の黒ポチになりますが、最後のところに「緑と水の人材育成などを図る」という言葉を追加いたしました。

また、審議会の意見、あと、先ほどの都民意見を踏まえまして、民間などと連携して、日本の園芸文化や食文化、音楽や芸術など様々な文化・学習活動体験を促進すると修正しております。

また、防災性の面からも、多様な主体との連携が必要だとのことがありましたので、「周辺の多様な主体と連携して、地域の安全性を高めていく」という言葉を追記しております。

また、下、小さい文字で注意書きがついておりますが、こちら、この3月に環境省のほうでも皇居外苑の利用のあり方について検討されておまして、周辺の施設とも一層連携していくべきだとか、そうしたことによって地域全体の価値を高めていくといったことが提言されております。その説明を補足的に追記させていただきました。

26ページになります。こちらについても、民間活力の際に日比谷公園らしさというものをしっかり生かしてほしいということで、日比谷公園の価値や魅力に磨きをかけるという形で修正させていただいております。

28ページになります。運営計画の面です。野外音楽堂、あるいはイベント開催に還元して、騒音の懸念がございました。そうしたことから、赤枠で囲っております文章の中ほどですが、「騒音等周辺環境への影響に配慮するなど」という言葉を追記させていただいております。

また、29ページ以降、公園をイメージするパースが幾つかございます。こちらのイメージがなかなか伝わりにくいということで、この図面の説明を追記させていただきました。ここでは春の平日のイメージ鳥瞰図と記させていただいております。

次のページ、30ページ、夏の夜間イベント時のイメージで、次のページになりまして、秋の平日の芝庭のイメージとしております。また、さらにその次のページ、夏休みのHIROBAS（仮称）使われ方のイメージとさせていただいております。さらに、その次のページ、秋のHIROBAS（仮称）での少年スポーツ、ヨガ教室等のイメージという形でこの図面の利用状態、利用状況について分かりやすく表現させていただきました。

以上がパブリックコメントと千代田区の意見を踏まえて本文を修正した箇所となっております。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○高梨会長 ありがとうございます。

パブコメで175件、意見が提出されたということで、それらを一つずつ精査し、また審議会におけるご指摘も踏まえて、専門部会のほうで慎重にご検討いただいたところでございます。

冒頭、下村部会長のほうからいろいろな意見に対する対応方針をご説明いただいたところでございまして、それに沿って整理がなされたということ。答申案を見てみますと、ページ数でいくと半分以上のページで修正だとか、新たに加わったということでございますので、これまでにない慎重なる検討を加えた結果、こういう修正・追記がなされたということでございます。

下村部会長をはじめ、専門部会の委員の皆様方には、大変ご苦勞をおかけしたところで。ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました点につきまして、委員の皆様よりご意見をいただきたいと思えます。

何かございましたら、ご発言をお願いいたします。

大崎委員、どうぞ。

○大崎委員 都民委員の大崎です。日比谷公園の説明、ありがとうございました。

パブリックコメントに関する質問です。この中で、公衆トイレの質問はなかったのでしょうか。というのは、公衆トイレは、どの公園でも多く利用される施設であり、かつ利用者の公園に対する印象を大きく左右するものだったと思うのですけれども、こういったものはパブリックコメントの中に提案とか、意見というものはなかったのでしょうか。

以上です。

○高梨会長 どうぞ、事務局のほうで。

○坂下計画課長 先ほど、パブリックコメントについてご説明させていただきましたが、特にトイレという観点で意見というのはございませんでした。

○高梨会長 よろしいですか。大崎委員。

○大崎委員 分かりました。ありがとうございました。

都民委員の個人的な考え、よろしいですかね。

このパブリックコメントでは、きらびやかなところだけに目が向いているようです。実際に使うときに絶対必要なところにも、もっと皆さん目を向けてほしいというのが都民委員の一人の感想です、

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

この審議会では、前々からトイレについては、林委員等々からいろいろご意見をいただいております、それに沿って都のほうも相当力を、今、入れてきているのではないかなと思います。今後もそういうことで取り組んでいただきたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

ほかに、ご質問、ご意見ありましたら、どうぞ。

(なし)

○高梨会長 これまでも、公園審議会でも十分にご議論いただきましたし、また、パブコメを踏まえて部会でも相当の慎重かつ詳細にご検討をいただいて、答申の案をま

とめていただいたということでございますので、ほかにご発言がなければ、皆様に答申（案）についてお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局からただいま説明がございました答申（案）どおり、本日、答申することにつきまして、ご了承いただけますでしょうか。

（異議なし）

○高梨会長 ありがとうございます、委員の皆様。ご了承をいただきましたので、第2号議案は答申（案）どおり答申することに決定いたします。

それでは、通常ですと、ここで答申文を手交させていただくのですが、このWEB会議を併用ということで行ってございますので、第1号議案及び第2号議案の答申につきましては、私が審議会を代表しまして、東京都知事宛てに答申書を読み上げたいと存じます。

答申書につきましては、今、写しを画面に表示いたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

それでは、読み上げさせていただきます。

令和3年3月25日。

東京都知事、小池百合子殿。

東京都公園審議会会長、高梨雅明。

雑司ヶ谷霊園再生のあり方について（答申）。

令和2年6月30日付、2健公計第109号で諮問があった、雑司ヶ谷霊園再生のあり方について、別添のとおり答申をする、でございます。

別添は、先ほどご説明いただいた答申でございます。

続きまして、日比谷公園についてでございます。

令和3年3月25日。

東京都知事、小池百合子殿。

東京都公園審議会会長、高梨雅明。

都立日比谷公園の再生整備計画について（答申）。

令和元年10月8日付、31健公計第258号で諮問のあった、都立日比谷公園の再生整備計画について、別添のとおり答申する、ということでございます。

それでは、今村建設局次長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひ
します。

○今村建設局次長 建設局次長、今村でございます。

ただいま、雑司ヶ谷霊園再生のあり方について、そして、都立日比谷公園の再生整備
計画について、答申を頂戴いたしました。

高梨会長初め、委員の皆様には深く感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

また、下村部会長、金子部会長はじめとした各専門部会の委員の皆様にも厚く御礼
申し上げます。

雑司ヶ谷霊園再生のあり方につきましては、4回にわたる本審議会、並びに3回の
専門部会におきまして、昨年の6月から本日まで様々なご意見をいただきました。

答申におきましては、地元区などと連携しながら、地域の歴史や文化を伝えるとと
もに、ケヤキの記憶など地域の貴重な緑を育み皆に継承し、霊園と公園が共存する空
間として再生していく方針が示されました。

また、都立日比谷公園の再生整備計画につきましては、5回の本審議会、6回の専
門部会におきまして、平成31年10月から本日まで議論を重ねていただきました。
近代的洋風公園の先駆けとして、これまで培ってきた日比谷公園の文化や歴史を生か
しながら、周辺のまちとつなげ、多様な人々によるにぎわいや交流の場を創出し、世
界に誇る公園としていく考えが答申において示されたところでございます。

東京都は、本日の答申をしっかりと受け止め整備計画に反映させ、それに基づいた
公園づくりを進めてまいります。

結びになりますが、委員の皆様におかれましては、今後とも東京都の公園緑地行政
にご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○高梨会長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事は終了いたします。

委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力をいただき、また、二つの議案につつま
して答申の運びとなりましたこと、ご協力に心から感謝申し上げます。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

○園尾管理課長 高梨会長、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご審議をいただき誠にありがとうございました。

それでは、今後の予定につきましてご連絡を申し上げます。

○坂下計画課長 私のほうから、ご説明させていただきます。本日は、答申いただきまして、誠にありがとうございました。

本日は、この東京都公園審議会でご答申いただきましたこと、また答申いただいた内容につきましては、明日、東京都からプレス発表を行いまして、東京都建設局のホームページ等で公表をしまいたいと考えてございます。

皆様には、お忙しい中、また長い間にわたりご審議にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

報告は以上になります。

○園尾管理課長 改めまして、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。